

防災ガイドブック

～原子力災害に備えて～



2013年度版
島根県 雲南市

原子力災害に備えて

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、国においてさまざまな原子力災害対策の見直しが行われたところです。

原子力災害対策指針などの改定が行われ、原子力災害対策重点区域が「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」の概ね30kmに拡大されたことに伴い、雲南市においても雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、この計画に基づき、大規模な原子力災害が発生した場合に備え「原子力災害発生時に備えた雲南市広域避難計画」を策定しました。

原発から30km圏域の状況



1. 霊南市における原子力災害対策重点区域の設定

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の設定を踏まえ、雲南市の原子力災害対策重点区域は、次のとおりです。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（交流センターごと）	
大東町	大東地区、春殖地区、幡屋地区、佐世地区、阿用地区、久野地区、 海潮地区、塩田地区
加茂町	加茂地区
木次町	八日市地区、三新塔地区、新市地区、下熊谷地区、斐伊地区 日登地区、西日登地区
三刀屋町	三刀屋地区、一宮地区

2. 警戒事象及び特定事象

原子力災害の緊急事態は次のように区分されています。事態の進展に伴って防護措置が実施されます。

(1) 警戒事象（警戒事態）

原子炉設置自治体で震度5弱以上の地震が発生した場合、島根県内で震度6以上の地震が発生した場合、大津波警報が発令された場合、原子炉施設の重要な故障等（非常用母線への交流電源が1系統になった。1次冷却材中のヨウ素濃度が所定の値を超えた場合等）

(2) 特定事象（施設敷地緊急事態：原災法第10条の通報すべき基準）

原子炉冷却材の漏えい、給水機能が喪失した場合の非常用炉心冷却装置の不作動、全交流電源喪失（5分以上継続）、原子炉停止中の原子炉冷却機能の喪失、原子炉制御室の使用不能等

(3) 特定事象（全面緊急事態：原災法第15条の内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発する基準）

原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失、原子炉を冷却する全ての機能が喪失、全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続、敷地境界の空間放射線量が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ が10分間継続した場合等

※「原災法」は、「原子力災害対策特別措置法」の略です。

3. 原子力災害が発生したときの防護措置等

原子力発電所において、原子力災害が発生するおそれがある、又は発生した場合の防護措置の概要は次のとおりです。

区分	市の体制	防護措置	備考
警戒事象	警戒本部	一	松江市で震度5弱以上の地震が発生したとき、故障、運転上の制限の逸脱など
特定事象 (施設敷地緊急事態)		・屋内退避の準備 ・緊急時モニタリングの実施	モニタリングポストにおいて原災法10条に定める基準以上の放射線量が検出されたときなど
特定事象 (全面緊急事態)	災害対策本部	・屋内退避 (5km圏避難指示)	内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言(原災法15条)が発出されたとき
		・30km 圏段階的に避難準備・指示 ・スクリーニングの実施	

※防護措置には、これ以外に食物の摂取制限や、安定ヨウ素剤の防護服用などを行うことがあります。モニタリングの結果によって分析し、指示されます。

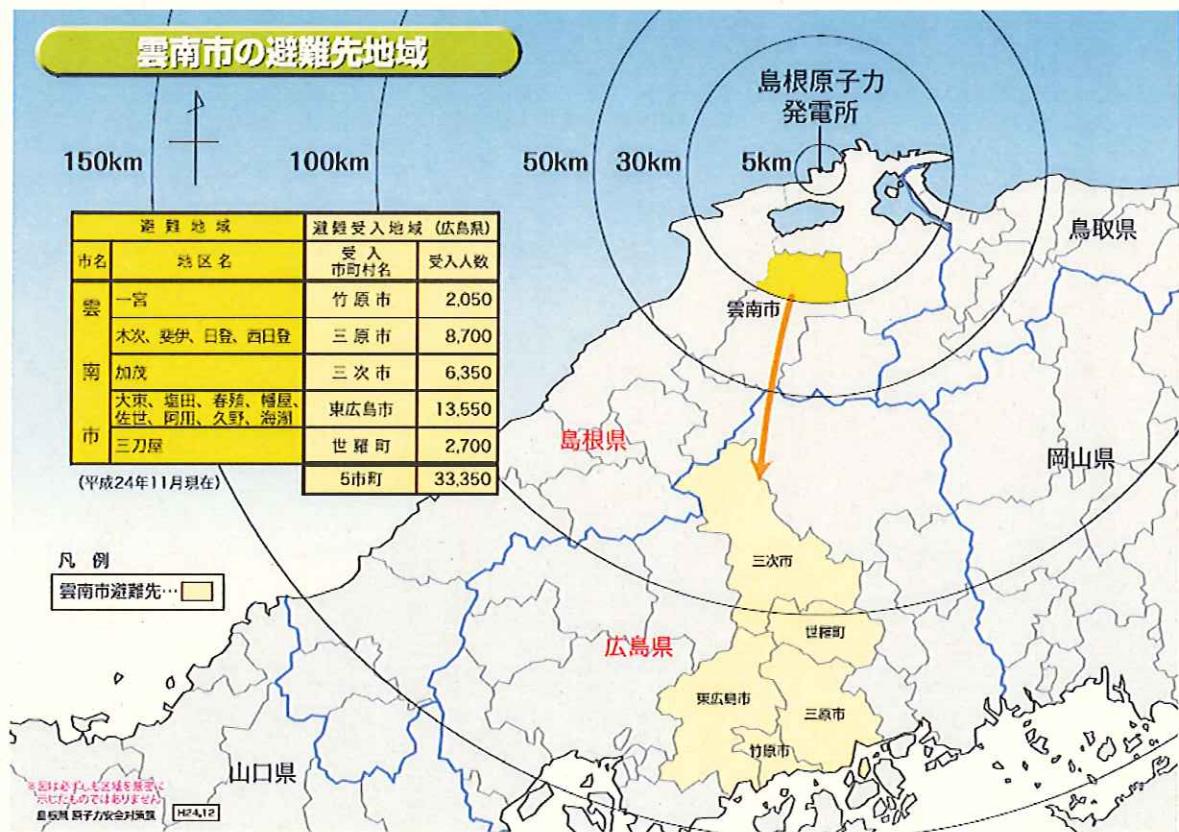
4. 広域避難計画

市は、災害防護対策として、原子力災害に備えた雲南省広域避難計画を策定しました。

住民避難は、オフサイトセンターで開催される原子力災害合同対策会議において、緊急モニタリング等の結果から判断され、市に対して準備情報、避難指示が段階的に島根県から伝達され、市長が発令します。

避難先地域

県名	受入市町名	避難町名	地区名		人口
広島県	東広島市	大東町	大東地区、春殖地区、幡屋地区、佐世地区、阿用地区、久野地区、海潮地区、塩田地区（大東町全域）		13,550人
	三次市	加茂町	加茂地区（加茂町全域）		6,350人
	三原市	木次町	八日市地区、三新塔地区、新市地区、下熊谷地区、斐伊地区、日登地区、西日登地区（温泉地区を除く）		8,700人
	竹原市	三刀屋町	一宮地区	(飯石地区、鍋山地区)	2,050人
	世羅町		三刀屋地区	区、中野地区を除く)	2,700人
合計					33,350人



※緊急時モニタリングによって必要と判断されたときは、30kmを超える地域の防護対策が実施されることになります。